

2022年11月吉日

お客さま各位

丸紅新電力株式会社

**「シンフォニープラン」終了及び電気需給約款（低圧）変更に関するお知らせ  
（契約変更前交付書面）**

（この書面は、電気事業法第2条の13第1項及び第2条の14第1項並びに電気事業法施行規則第3条の12第4項及び第3条の13第4項の規定に従い、契約変更の説明に代わる書面及び契約変更前交付書面を兼ねるものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解いただきますようお願いいたします。）

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、弊社は、2021年度分の寄付を持ちまして、公益財団法人東京交響楽団サポート会員を退会させていただくこととなりました。また、サポート会員を退会することに伴い、低圧電力供給サービス「シンフォニープラン」の提供を終了する運びとなりました。これまで当プランへご加入いただきましたこと、心より感謝申し上げます。当プランの提供を終了させて頂くことで、お手数をおかけいたしますがご理解賜りますようお願い申し上げます。尚、本件に関するお問い合わせは公益財団法人東京交響楽団宛ではなく、弊社カスタマーセンターへお願いいたします。

また、2023年1月1日より、弊社電気需給約款（低圧）（以下、「本約款」といいます。）の内容を以下の「変更概要」記載のとおり、一部変更いたします。変更の詳細については、別紙「変更詳細」をご確認いただきますようお願い申し上げます。

万が一、他サービス等へのお切り替え手続きがお済みのお客さまに対し、本書が手元に届いておりましたら、行き違いでのご案内となりますので、ご放念いただければ幸甚です。

改めて、下記内容をご確認いただきたく存じます。

敬具

記

**【変更概要】**

- ① 弊社各エリアのシンフォニープランを2022年12月の検針日をもって終了いたします。
  - ・「シンフォニープラン」（契約種別の「シンフォニープラン S 従量電灯 B」、「シンフォニープラン S 従量電灯 C」及び「シンフォニープラン S 低圧電力」を含みます。）をご契約いただいているお客様のうち2022年12月の検針日までに他サービスへお切替されなかったお客様に関しまして、弊社電気需給約款（低圧）第11条に基づき、契約種別の「シンフォニープラン」を終了し、当該検針日を適用開始日として、弊社が供給する「プラン S」の対応する契約種別を適用させていただきたく存じます。
  - ・「シンフォニープラン」を終了し、「プラン S」を適用することにより、いただいた電気料金の一部を公

益財団法人東京交響楽団に寄付するサービスは終了となります。

- ・「シンフォニープラン」と「プランS」は基本料金単価、従量料金単価ともに同単価となっておりますためお客様がご負担される電気使用料に差はございません。また、電気使用料金の支払先につきましても変更はございません。

② 再生可能エネルギー発電促進賦課金に関わる法律および告示の改正に伴い、本約款における一部法令名・告示名および条文の修正をいたします。

③ 燃料費調整額の算定にかかる、平均燃料価格の上限を廃止いたします。

弊社は、電気需給約款に基づき、燃料価格の変動を燃料費調整額として電気料金に反映しておりますが、燃料価格の上昇によるお客さまへの影響を緩和するため、平均燃料価格に上限を設定しておりました。昨今のロシアによるウクライナ侵攻をはじめとした国際情勢の急激な変化による燃料価格の高騰が続き、平均燃料価格が上限を超える状況が続いております。当社はこれまで様々な経営効率化等に努めてまいりましたが、この状況が続いた場合、電気料金に反映できない上限超過分の影響は甚大であり、安定的な電気事業運営に影響を及ぼしかねない状況であることから、本変更を実施いたします。

(※本変更の詳細は同封しております『電気需給約款(低圧)における燃料費調整の変更について』をご参照下さい。)

#### 【効力発生時期】

2023年1月1日

#### 【変更後の料金適用時期】

料金の算定期間の開始日(検針日)が2023年1月以降となる電気料金(2023年2月分の電気料金)からの適用となります。

#### 【約款及び供給条件】

丸紅新電力の約款及び供給条件については、下記丸紅新電力のホームページをご参照頂きますようお願いいたします。

<https://denki.marubeni.co.jp/agreement/>

#### 【お問い合わせ先】

本件についてのお問合せは、下記弊社カスタマーセンターまでお願い申し上げます。

丸紅新電力株式会社カスタマーセンター

[TEL:0570-000821](tel:0570-000821) 平日：9:00-20:00 土曜日:9:00-17:00

以上

## 北海道電力ネットワーク管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 総則 第3条 用語の定義 19項

#### （変更前）

#### 19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙1に定めるところによります。

#### （変更後）

#### 19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙1に定めるところによります。

### 附則第1項

#### （変更前）

本約款は、2021年10月1日から実施します。

#### （変更後）

本約款は、2023年1月1日から実施します。

### 別紙1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

#### （変更前）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

#### （変更後）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

## 北海道電力ネットワーク管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 別紙2 燃料費調整 1. 燃料費調整額の算定 (2) 燃料費調整単価

#### (変更前)

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X および Y は別表に定めるものとします。

- (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

- (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回り、かつ、基準価格 Y 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

- (c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が Y 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (Y - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

#### (変更後)

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

- (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

- (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格 (円)} - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

北海道電力ネットワーク管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

別紙2 燃料費調整 3.燃料費調整額

（下線部を削除）

項目		値
係数	$\alpha$	0.4699
	$\beta$	0.7879
燃料価格	X	37,200 円
	<u>Y</u>	<u>55,800 円</u>
基準単価（1 キロワット時につき）		19 銭 7 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

別紙3 契約種別および電気料金

（下記要領での変更を実施）

シンフォニープラン S 従量電灯 B、シンフォニープラン S 従量電灯 C、シンフォニープラン L 従量電灯 L 及びシンフォニープラン S 低圧電力の廃止に伴い、これらのプランに関する記載をいずれも削除いたします。

## 東北電力ネットワーク管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 総則 第3条 用語の定義 19項

#### （変更前）

#### 19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙1に定めるところによります。

#### （変更後）

#### 19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙1に定めるところによります。

### 附則第1項

#### （変更前）

本約款は、2021年10月1日から実施します。

#### （変更後）

本約款は、2023年1月1日から実施します。

### 別紙1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

#### （変更前）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

#### （変更後）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

## 東北電力ネットワーク管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 別紙2 燃料費調整 1. 燃料費調整額の算定 (2) 燃料費調整単価

#### （変更前）

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X および Y は別表に定めるものとします。

- (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

- (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回り、かつ、基準価格 Y 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = \frac{(\text{平均燃料価格} - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価}}{1,000}$$

- (c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が Y 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \frac{(Y - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価}}{1,000}$$

#### （変更後）

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

- (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

- (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \frac{(\text{平均燃料価格 (円)} - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価}}{1,000}$$

## 東北電力ネットワーク管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 別紙2 燃料費調整 3. 燃料費調整額

（下線部を削除）

項目		値
係数	$\alpha$	0.1152
	$\beta$	0.2714
	$\gamma$	0.7386
燃料価格	X	31,400 円
	<u>Y</u>	<u>47,100 円</u>
基準単価 (1 キロワット時につき)		22 銭 1 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

### 別紙3 契約種別および電気料金

（下記要領での変更を実施）

シンフォニープラン S 従量電灯 B、シンフォニープラン S 従量電灯 C 及びシンフォニープラン S 低圧電力の廃止に伴い、これらのプランに関する記載をいずれも削除いたします。



## 東京電力パワーグリッド管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 総則 第3条 用語の定義 19項

#### （変更前）

#### 19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙1に定めるところによります。

#### （変更後）

#### 19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙1に定めるところによります。

### 附則第1項

#### （変更前）

本約款は、2021年10月1日から実施します。

#### （変更後）

本約款は、2023年1月1日から実施します。

### 別紙1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

#### （変更前）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

#### （変更後）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

## 東京電力パワーグリッド管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 別紙2 燃料費調整 1. 燃料費調整額の算定 (2) 燃料費調整単価

#### （変更前）

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X および Y は別表に定めるものとします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回り、かつ、基準価格 Y 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が Y 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (Y - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

#### （変更後）

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格 (円)} - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

## 東京電力パワーグリッド管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 別紙2 燃料費調整 3. 燃料費調整額

（下線部を削除）

項目		値
係数	$\alpha$	0.1970
	$\beta$	0.4435
	$\gamma$	0.2512
燃料価格	X	44,200 円
	<u>Y</u>	<u>66,300 円</u>
基準単価 (1 キロワット時につき)		23 銭 2 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

### 別紙3 契約種別および電気料金

（下記要領での変更を実施）

シンフォニープラン S 従量電灯 B、シンフォニープラン S 従量電灯 C 及びシンフォニープラン S 低圧電力の廃止に伴い、これらのプランに関する記載をいずれも削除いたします。

## 中部電力パワーグリッド管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 総則 第3条 用語の定義 19項

#### （変更前）

#### 19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙1に定めるところによります。

#### （変更後）

#### 19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙1に定めるところによります。

### 附則第1項

#### （変更前）

#### 1 本約款の実施期日

本約款は、2021年10月1日から実施します。

なお、2021年10月1日より前に本契約に基づき当社から電気の供給を受けているお客さまの電気料金については、同年11月分の電気料金から本約款を適用します。

#### （変更後）

#### 1 本約款の実施期日

本約款は、2023年1月1日から実施します。

なお、2023年1月1日より前に本契約に基づき当社から電気の供給を受けているお客さまの電気料金については、同年2月分の電気料金から本約款を適用します。

### 別紙1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

#### （変更前）

- 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

## 中部電力パワーグリッド管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### （変更後）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

## 別紙2 燃料費調整 1. 燃料費調整額の算定 (2) 燃料費調整単価

### （変更前）

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。なお、燃料価格 X および Y は別表に定めるものとします。

- (a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

- (b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回り、かつ、基準価格 Y 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = \frac{(\text{平均燃料価格} - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価}}{1,000}$$

- (c) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が Y 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \frac{(Y - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価}}{1,000}$$

### （変更後）

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

- (a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

- (b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を上回る場合

## 中部電力パワーグリッド管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

$$\text{燃料費調整単価} = \frac{(\text{平均燃料価格 (円)} - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価}}{1,000}$$

### 別紙2 燃料費調 3.燃料費調整額

（下線部を削除）

項目		値
係数	$\alpha$	0.0275
	$\beta$	0.4792
	$\gamma$	0.4275
燃料価格	X	45,900 円
	<u>Y</u>	<u>68,900 円</u>
基準単価 (1 キロワット時につき)		23 銭 3 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

### 別紙3 契約種別および電気料金

（下記要領での変更を実施）

シンフォニープラン S 従量電灯 B、シンフォニープラン S 従量電灯 C 及びシンフォニープラン S 低圧電力の廃止に伴い、これらのプランに関する記載をいずれも削除いたします。

## 北陸電力送配電管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 総則 第3条 用語の定義 19項

#### （変更前）

#### 19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙1に定めるところによります。

#### （変更後）

#### 19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙1に定めるところによります。

### 附則第1項

#### （変更前）

本約款は、2021年10月1日から実施します。

#### （変更後）

本約款は、2023年1月1日から実施します。

### 別紙1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

#### （変更前）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

#### （変更後）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

## 北陸電力送配電管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 別紙2 燃料費調整 1. 燃料費調整額の算定 (2) 燃料費調整単価

#### (変更前)

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X および Y は別表に定めるものとします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回り、かつ、基準価格 Y 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が Y 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (Y - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

#### (変更後)

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格 (円)} - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$



北陸電力送配電管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

別紙 2 燃料費調整 3. 燃料費調整額

（下線部を削除）

項目		値
係数	$\alpha$	0.2303
	$\beta$	1.1441
燃料価格	X	21,900 円
	<u>Y</u>	<u>32,900 円</u>
基準単価 (1 キロワット時につき)		16 銭 1 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

別紙 3 契約種別および電気料金

（下記要領での変更を実施）

シンフォニープラン S 従量電灯 B、シンフォニープラン S 従量電灯 C 及びシンフォニープラン S 低圧電力の廃止に伴い、これらのプランに関する記載をいずれも削除いたします。

## 関西電力送配電管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

総則 第3条 用語の定義 19項

（変更前）

19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙1に定めるところによります。

（変更後）

19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙1に定めるところによります。

附則第1項

（変更前）

本約款は、2021年10月1日から実施します。

（変更後）

本約款は、2023年1月1日から実施します。

別紙1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

（変更前）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

（変更後）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

## 関西電力送配電管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 別紙2 燃料費調整 1. 燃料費調整額の算定 (2) 燃料費調整単価

#### （変更前）

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X および Y は別表に定めるものとします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回り、かつ、基準価格 Y 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が Y 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (Y - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

#### （変更後）

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格 (円)} - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

### 別紙2 燃料費調整 3. 燃料費調整額

#### （下線部を削除）

##### (1) 低圧電力

低圧電力に適用する燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1.(2)によって算定された燃料

## 関西電力送配電管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

別表：燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	<u><math>\alpha</math></u>	<u>0.2985</u>
	<u><math>\beta</math></u>	<u>0.2884</u>
	<u><math>\gamma</math></u>	<u>0.4300</u>
燃料価格	<u>X</u>	<u>40,700 円</u>
	<u>Y</u>	<u>61,100 円</u>
<u>基準単価（※）</u> <u>（1 キロワット時につき）</u>		<u>21 銭 4 厘</u>

※ 上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

### (2) その他の契約種別

前記(1)以外の契約種別に適用する燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1.(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。ただし、最低料金が適用される契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量（1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいい、以下同様とします。）までは、最低料金が適用される燃料費調整単価とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

## 関西電力送配電管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

別表：燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	$\alpha$	0.0140
	$\beta$	0.3483
	$\gamma$	0.7227
燃料価格	X	27,100 円
	<u>Y</u>	<u>40,700 円</u>
基準単価（※1） （1 キロワット時につき）		16 銭 5 厘（※2）

（※1）上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

（※2）最低料金が適用される契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、2 円 47 銭 5 厘とします。

別紙 3 契約種別および電気料金

（下記要領での変更を実施）

シンフォニープラン S 従量電灯 A、シンフォニープラン S 従量電灯 B 及びシンフォニープラン S 低圧電力の廃止に伴い、これらのプランに関する記載をいずれも削除いたします。

## 中国電力ネットワーク管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 総則 第3条 用語の定義 19項

#### （変更前）

#### 19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙1に定めるところによります。

#### （変更後）

#### 19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙1に定めるところによります。

### 附則第1項

#### （変更前）

本約款は、2021年10月1日から実施します。

#### （変更後）

本約款は、2023年1月1日から実施します。

### 別紙1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

#### （変更前）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

#### （変更後）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

## 中国電力ネットワーク管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 別紙2 燃料費調整 1. 燃料費調整額の算定 (2) 燃料費調整単価

#### （変更前）

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X および Y は別表に定めるものとします。

- (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

- (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回り、かつ、基準価格 Y 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

- (c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が Y 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (Y - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

#### （変更後）

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

- (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

- (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格 (円)} - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

## 中国電力ネットワーク管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 別紙2 燃料費調整 3. 燃料費調整額

（下線部を削除）

項目		値
係数	$\alpha$	0.1543
	$\beta$	0.1322
	$\gamma$	0.9761
燃料価格	X	26,000 円
	<u>Y</u>	<u>39,000 円</u>
基準単価（※1） （1 キロワット時につき）		24 銭 5 厘（※2）

（※1） 上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

（※2） 最低料金が適用される契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、3 円 68 銭 0 厘とします。

### 別紙3 契約種別および電気料金

（下記要領での変更を実施）

シンフォニープラン S 従量電灯 A、シンフォニープラン S 従量電灯 B 及びシンフォニープラン S 低圧電力の廃止に伴い、これらのプランに関する記載をいずれも削除いたします。



## 四国電力送配電管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

総則 第3条 用語の定義 19項

（変更前）

### 19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙1に定めるところによります。

（変更後）

### 19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙1に定めるところによります。

附則第1項

（変更前）

本約款は、2021年10月1日から実施します。

（変更後）

本約款は、2023年1月1日から実施します。

別紙1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

（変更前）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

（変更後）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

## 四国電力送配電管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 別紙2 燃料費調整 1.燃料費調整額の算定 (2) 燃料費調整単価

#### (変更前)

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X および Y は別表に定めるものとします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回り、かつ、基準価格 Y 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が Y 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (Y - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

#### (変更後)

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格 (円)} - X \text{円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

## 四国電力送配電管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 別紙2 燃料費調整 3. 燃料費調整額

（下線部を削除）

項目		値
係数	$\alpha$	0.2104
	$\beta$	0.0541
	$\gamma$	1.0588
燃料価格	X	26,000 円
	<u>Y</u>	<u>39,000 円</u>
基準単価（1キロワット時につき）（※1）		19 銭 6 厘（※2）

（※1）上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

（※2）最低料金が適用される契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、2 円 15 銭 4 厘とします。

### 別紙3 契約種別および電気料金

（下記要領での変更を実施）

シンフォニープラン S 従量電灯 A、シンフォニープラン S 従量電灯 B 及びシンフォニープラン S 低圧電力の廃止に伴い、これらのプランに関する記載をいずれも削除いたします。

## 九州電力送配電管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 総則 第3条 用語の定義 19項

#### （変更前）

#### 19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙1に定めるところによります。

#### （変更後）

#### 19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙1に定めるところによります。

### 附則第1項

#### （変更前）

本約款は、2021年10月1日から実施します。

#### （変更後）

本約款は、2023年1月1日から実施します。

### 別紙1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

#### （変更前）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

#### （変更後）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

## 九州電力送配電管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 別紙2 燃料費調整 1. 燃料費調整額の算定 (2) 燃料費調整単価

#### （変更前）

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X および Y は別表に定めるものとします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times 1. (4) \text{の基準単価} / 1,000$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回り、かつ、基準価格 Y 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{円}) \times 1. (4) \text{の基準単価} / 1,000$$

(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が Y 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (Y - X \text{円}) \times 1. (4) \text{の基準単価} / 1,000$$

#### （変更後）

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times 1. (4) \text{の基準単価} / 1,000$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格 (円)} - X \text{円}) \times 1. (4) \text{の基準単価} / 1,000$$

## 九州電力送配電管内

【変更詳細】（下線部が変更箇所となります。）

### 別紙2 燃料費調整 3. 燃料費調整額

（下線部を削除）

項目		値
係数	$\alpha$	0.0053
	$\beta$	0.1861
	$\gamma$	1.0757
燃料価格	X	27,400 円
	<u>Y</u>	<u>41,100 円</u>
基準単価（1 キロワット時につき）		13 銭 6 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

### 別紙3 契約種別および電気料金

（下記要領での変更を実施）

シンフォニープラン S 従量電灯 B、シンフォニープラン S 従量電灯 C 及びシンフォニープラン S 低圧電力の廃止に伴い、これらのプランに関する記載をいずれも削除いたします。